

項目	消費者が組立を行う電灯付家具及びコンセント付家具の検査について
1 内容	<p>消費者が自ら組み立てる木製家具のキットを製造し、電灯又はコード付コンセントを同梱して販売する場合、電安法第8条第2項の検査はすべてを組み立てた上で行わなければならないでしょうか。</p> <p>なお、電灯及びコード付きコンセント(コンセント、コード、プラグを一体としたもの)には電安法に基づく表示が付されていることを確認しています。また、組み立てた家具に電灯等をはめ込むだけで完成し、電氣的加工を必要とするものではありません。</p>
2 回答	<p>これらは電安法上電灯付家具又はコンセント付家具に該当しますので、同法第8条第2項の検査については、特定以外の電気用品に対して行う検査である外観、絶縁耐力及び通電の各事項について、一品ごとに行う必要があります(電安法施行規則第11条及び別表第三(検査の方式))。</p> <p>しかし、御質問の製品は家具部分が木製であることから組立によって絶縁性能が低下しないものと判断されること、また電灯又はコード付きコンセントに何ら電氣的加工が施されるものではないことから、同梱される電灯又はコード付コンセントについて、その製造又は輸入事業者が行う検査をもって、製品全体の検査が行われたものとみなしても安全上問題がないものと考えられます。</p> <p>したがって、これらの電気用品については電灯又はコード付コンセントの製造又は輸入事業者が行った検査結果を入手し、これを保存(3年間)すれば、製造又は輸入事業者として検査記録の保存を行ったこととして取り扱います。</p>